平成２３年（フ）第４５号
山口市小郡下郷2456番地６
債務者　石川　一己
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
熊本県宇城市松橋町曲野2108番地86
債務者　林田利恵子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０４６号
熊本市沼山津３丁目４番６号
債務者　森　　玲子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０７５号
熊本市植木町広住291番地
債務者　宮川　龍夫
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２号
熊本県宇城市松橋町大野299番地１
債務者　中道惠美子
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１号
熊本市清水岩倉２丁目23番６号
債務者　岩村　勇児
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８１号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1321番地２
債務者　緒方　寿行
１　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８９号
熊本市近見８丁目12番11―906号
債務者　吉田智恵美
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９０号
熊本市新土河原１丁目９番30号
債務者　岡村　　譲
１　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１００号
熊本市水前寺３丁目５番20―402号
債務者　福﨑　安江
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０８８号
熊本市尾ノ上２丁目10番９号
債務者　島内喜美江
１　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９８２号
川崎市川崎区大島３丁目９番６号　グレイス中村101、前住所横浜市旭区善部町101番地14ネオステージ南万騎が原405
債務者　小林　弘文
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
川崎市高津区久末100番地　フォレスト久末Ｄ―１
債務者　齋藤江美子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
川崎市高津区千年274番地２　ロイヤルプラザ武蔵中原401
債務者　藤井　太子
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
川崎市中原区丸子通２丁目673番地４　ネオハイム立岡301、前住所川崎市中原区丸子通１丁目632番地１　マイキャッスル新丸子Ⅱ1001
債務者　杉田　雅保
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
川崎市宮前区野川956番地66　エトウビレッジ102、前住所川崎市宮前区野川1213番地１センチュリー梶ヶ谷303
債務者　遠藤　勝成
１　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係